

重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業の利用時間の拡充について

1 事業の概要

中野区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業実施要綱に基づき、重症心身障害児（者）又は医療的ケア児の健康の保持と介護する家族等の介護に係る負担の軽減を図ることを目的として実施している。事業内容としては、1回あたり2時間から4時間の範囲で訪問看護ステーションの看護師等を被介護者の居宅に派遣し、医療的なケアや食事、排泄の介助等を行っている。

平成28年10月から重症心身障害児（者）を対象に事業を開始し、平成29年7月には医療的ケア児も対象に加えている。

2 拡充の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による利用状況を踏まえ、今年度限りの対応として、年間利用上限を96時間から120時間に拡充する。

なお、利用にあたり月4回、年度内では24回の制限を設けているが、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響により、上限時間の制限のみ適用し、回数制限は撤廃している。

3 対象者

サービス利用登録者 30名（うち今年度利用者15名）

4 実施時期

令和2年10月1日から

5 今後のスケジュール

10月上旬に対象者及び関係事業所に通知